

免税軽油制度のお知らせ

～免税措置の適用期限が3年間延長されます～

軽油引取税は、原則として全ての軽油の使用が課税対象となっていますが、特定の用途については、一定の期間に限り特例措置（免税措置）が講じられています。

今回、令和6年度税制改正により、一部業種・用途を除き、**免税措置の適用期限が3年間（令和9年3月31日まで）延長**されました。そこで、延長される業種の取り扱いについては、下記のとおりとしていますのでご注意ください。

令和6年3月以前に交付した免税証及び免税軽油使用者証の有効期限については、令和6年3月31日を越えない日としています。

●免税証及び免税軽油使用者証の余白部分に下記の内容が追記されているものについては、記載されている期限までそのまま使用することができます。

「**免税軽油特例措置延長の場合、R〇〇.〇〇.〇〇まで有効**」など

※〇〇の日付けは、通常の期限（次のとおり）を記載

（免税証）農業、林業、漁船：1年など

（免税軽油使用者証）3年

縮減される業種・用途

船舶のうち、専ら、釣り、クルージング、マリンレジャー等の一定のレクリエーションの用に使われる船舶（いわゆる「プレジャーボート」）は、令和7年4月1日以降、課税免除の特例措置の対象外となります。

ただし、「事業用（含む漁業等）」、「公用」及び「交通用」に使われる船舶は、課税免除の特例措置が延長されることが決定し、令和9年3月31日まで引き続き課税免税となります※。

※申請時に「事業用」等に使用することを確認できない場合は、課税免除の対象とはなりません。

（お問い合わせ先）

ご不明な点などございましたら、お住まいの地域を管轄する県税事務所へお問い合わせください。

*佐賀県税事務所 0952-30-3168

（担当区域／佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町）

*唐津県税事務所 0955-73-1553

（担当区域／唐津市、玄海町）

*武雄県税事務所 0954-23-3103

（担当区域／伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町）